

指定生活介護事業所

るばーと

重要事項説明書

宮城県 第 0410700033 号

社会福祉法人 みのり会

あなたに対する生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 みのり会
所在地	宮城県名取市上余田字千刈田 5 2 8 - 1
電話番号	0 2 2 ( 3 8 2 ) 9 8 5 1
代表者名	理事長 今野 幸信
設立年月日	平成 1 3 年 1 0 月 2 6 日

### 2. 利用施設

事業者の種類	指定生活介護事業所 平成 2 3 年 8 月 1 日指定
事業所の名称 (事業所の番号)	生活介護事業所るばと (第 0410700033 号)
事業所の所在地 連絡先	(1) 主たる事業所 所在地 名取市上余田字千刈田 5 2 8 - 1 TEL 022-382-9851 FAX 022-382-9850 (2) 従たる事業所 所在地 名取市増田字柳田 3 7 9 - 1 TEL 022-738-8228 FAX 022-738-8230 ※主たる事業所と従たる事業所とは一体的な運営を行います。
施設長	菊地 浩
サービス管理責任者	佐伯 美保
サービスの実施地域	名取市 その他
主たる対象者	知的障害者
定員	(1) 主たる事業所 3 4 名 (2) 従たる事業所 6 名
開設年月日	(1) 主たる事業所 平成 2 3 年 8 月 1 日 (2) 従たる事業所 平成 3 1 年 4 月 1 日

### 3. サービスの目的・運営方針

目的	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、排せつや食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とします。
運営方針	(1) 利用者の課題と意向に合わせて、集団構成、活動内容、施設機能を柔軟にした、より良い支援を行う。 (2) 次のことを基本として利用者一人一人のニーズを尊重しながら、生活の質の向上に向けて努力する。 ① 一人の成人としての能力や人格を大切にする。 ② 生きがいのある、豊かな人生を送るよう援助する。 ③ 地域に開かれた施設づくりをめざす。

#### 4. サービスに係る施設・設備の概要

##### (1) 主たる事業所

###### 施設

敷地面積	2, 035. 00㎡ (615. 69坪)
1階・2階床面積	637. 00㎡ (192. 69坪)
延床面積	1, 274. 00㎡ (385. 38坪)

###### 主な設備 (一部地域活動支援センターらるごと兼用)

設備の種類	部屋数	面積
作業室	2	63. 3㎡ (19坪) × 2
リラクゼーションルーム	1	82. 2㎡ (24. 8坪)
医務室	1	9. 0㎡ (2. 7坪)
相談室	1	7. 1㎡ (2. 1坪)
多目的室兼食堂	1	182. 2㎡ (55坪)
厨房	1	49. 7㎡ (15. 0坪)
調理室	1	53. 3㎡ (16. 1坪)
浴室・脱衣室	1	35. 8㎡ (10. 8坪)
更衣室	2	9. 0㎡ (2. 7坪) × 2
トイレ	3	39. 4㎡ (11. 8坪)
エレベーター	1	3. 37㎡ (1. 0坪)
事務室	1	22. 7㎡ (6. 8坪)
職員室	1	21. 1㎡ (6. 3坪)

##### (2) 従たる事業所

###### 施設

敷地面積	925. 73㎡ (280. 03坪)
床面積	327. 37㎡ (99. 02坪)

###### 主な設備

設備の種類	部屋数	面積	設備の種類	部屋数	面積
作業室	3	102. 03㎡	男子トイレ	1	12. 23㎡
クールダウン室	2	10. 42㎡	女子トイレ	1	11. 34㎡
相談室	1	14. 55㎡	ユニバーサルトイレ	1	5. 52㎡
多目的室	1	32. 37㎡	事務室	1	38. 11㎡
厨房	1	9. 53㎡	エントランス	1	18. 76㎡
汚物処理室	1	6. 62㎡			

当事業所では厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

## 5. サービス提供職員の状況

- (1) 施設長 1名
- (2) サービス管理責任者 1名
- (3) 医師（非常勤） 1名
- (4) 看護師 1名以上
- (5) 生活支援員 8名以上（内常勤1名以上は、従たる事業所に専属で配置します）
- (6) 事務職員 1名

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定福祉サービスを提供する職員として、上記の職員を配置しています。

### (ア) 各職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管理者	8 : 15 ~ 17 : 15
サービス管理責任者 主任支援員・生活支援員	A 7 : 15 ~ 16 : 15      B 8 : 15 ~ 17 : 15 C 8 : 30 ~ 17 : 30      D 9 : 00 ~ 18 : 00
看護師	8 : 30 ~ 17 : 30
事務員	8 : 15 ~ 17 : 15

### (イ) 営業日と営業時間

営業日 月曜日～金曜日（祝祭日はお休みを頂く場合があります。また、年末年始は休館となります）

営業時間 午前9時00分～午後4時00分まで（ただし緊急時はこの限りではありません）

## 6. サービス提供の概要

サービスの種類	内 容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。
生活支援	生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います
介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	<p>日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。</p> <p>① 感染の恐れのある病気又は状態により、サービスの提供を変更、縮小、中止させて頂く場合があります。</p> <p>② 年1回、館内にて行う健康診断を、希望により受けることができます。</p> <p>③ 服薬を必要とする方で自己管理が困難な方へは服薬管理にご協力致します。</p> <p>④ 服薬情報や通院状況等医療的な情報について、その都度ご提供をお願いしています。それらの情報につきまして、提供がない場合の事故については責任を負いかねますので、ご了承ください。</p>
生産活動	<p>軽作業の生産活動の機会を提供します。</p> <p>①リサイクルに関する活動 ・紙（新聞紙・和紙） ・金属（鉄・アルミ缶） ・食用油の廃油（回収）</p> <p>②創作活動 ・ビーズ作業（ストラップ・アクセサリ） ・機織り</p> <p>&lt;工賃の支払い&gt; 上記生産活動における事業収入から工賃規定により工賃を支払います。</p>
送迎サービス	希望により、施設車両による送迎を行います。
食事サービス	<p>栄養士の作成した献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ給食を提供します。</p> <p>食事制限、特別食等が必要な方は相談に応じます。医療面、栄養面からも考慮致しますので、ご相談下さい。</p>

## 7. 利用料金

### (1) 介護給付費対象サービス内容の料金

生活介護サービス費 (1日につき)	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
	476単位	524単位	585単位	853単位	1,147単位

・その他の加算として、福祉専門職員配置加算、人員配置体制加算、食事提供体制加算、送迎加算、福祉・介護職員処遇改善加算などがあります。

・介護給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。

- ・事業者が介護給付費等の給付を直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払い頂きます。（定率負担または利用者負担額といいます。）
- ・なお、定率負担または利用者負担の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。
- ・障害者福祉サービス受給者証をご確認ください。

## （２）利用者負担額の軽減

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限額が設定され、1ヵ月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活介護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税非課税世帯（所得割16万未満） *入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児 （施設に入所する18、19歳を除く）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

## （３）介護給付費対象外サービス内容の料金及びキャンセル料金

	料金及び概要	キャンセル時間・料金	
① 食事代	1食720円 （食事提供加算該当時は350円）	利用当日朝9:00	350円
② 健康診断費	実費 受診内容や料金は名取市の総合健診に準じ、年齢やご加入の保険等によって変わります。		受診時のみ発生
③ 予防注射接種費	実費 館内での感染予防の為、インフルエンザの予防接種をお奨めしています。		受診時のみ発生
④ 個別活動等に係る費用	調理活動やお菓子づくりの材料代及び光熱水費	2日前朝9:00	実費
	外出時のガソリン代 交通費・入場料 同行職員に係る経費の内、飲食代以外のもの	事前予約が必要な場合は、不参加でもご負担頂く場合があります。	実費
⑤ その他	実費 行事における飲食代 参加料金の必要な行事への参加費	参加の可否をご確認時、お知らせ致します。	実費

#### (4) 利用料金のお支払方法

利用者負担金は、サービス利用月末に締め、翌月10日までに請求いたします。  
請求月の末日までに、以下の方法でお支払いください。

<支払方法> いずれの方法をご利用になるか事前にお知らせください。

①当事業所窓口での現金支払い

②下記指定口座への振り込み（手数料はご家庭でご負担頂きます）

七十七銀行 増田支店 口座番号 5464455

社会福祉法人みのり会・更生施設るばーと 理事長 今野 幸信

#### 8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1)事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については終了後5年間保管します。

※閲覧、複写できる窓口業務時間は、午前9時から午後5時です。

(2)利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。

ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市区町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）及び法令の定めに基づき情報提供を致します。

#### 9. 緊急時の対応

利用者に急変等があった場合は、協力医療機関または利用者の指定する医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族等へ速やかにご連絡します。

#### 10. 要望・苦情等申立先

当施設ご利用相談窓口	・窓口担当者 サービス管理責任者 佐伯 美保
	・ご利用時間 9時～16時（土・日曜・祝日・年末年始除く）
	・電話番号 022-382-9851
	*苦情解決責任者 施設長 菊地 浩
	*第三者委員 人権擁護委員 小野美智也 022-386-8563
名取市役所社会福祉課	・所在地 名取市増田字柳田80
	・電話番号 022-384-2111（内線143）
宮城県社会福祉協議会 （運営適正化委員会）	・所在地 仙台市青葉区本町3丁目7-4
	・電話番号 022-716-9674

※ 第三者評価の実施 無し

#### 11. 協力医療機関

当施設の協力医療機関は次のとおりです。

医療機関の名称	医療法人 武田内科医院
所在地	名取市増田2丁目6-11
電話番号	022-382-3100
診療科目	内科

## 1 2. 非常災害時の対策

非常時の対応	・別途定める「みのり会施設 消防計画」により対応いたします。
平常時の訓練	・別途定める「みのり会施設 消防計画」に基づき、年数回、避難・防災訓練等、利用者の方も参加して実施します。

## 1 3. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	・施設内の作業室や設備，器具は本来の用途にしたがってご利用ください。ご利用により破損が生じた場合、賠償していただきます。 ・他の利用者に損害を与えた場合も、賠償していただきます。
宗教活動・政治活動・営利活動	・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者及び事業所に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
貴重品の管理	・貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。 ・自己管理のできない利用者につきましては、相談してください。
喫煙	・全館禁煙となっております。

## 1 4. 守秘義務について

- ① 当会の事業所の利用において知り得た他の利用者の情報は他に漏えいしてはなりません。
- ② 当会は御利用頂く方々の個人情報了他に漏らすことは第8の（2）の場合を除いてありません。別途、「個人情報に関する同意書」及び「印刷物掲示許可証」への同意、記載をお願いしております。

## 1 5. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために「障がい者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

- （1）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に対する責任者： 管理者 菊地 浩

- （2）成年後見制度の利用を支援します。
- （3）苦情解決体制の整備をしています。
- （4）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。